

西部労福協「第9期労働者福祉運動の理念・歴史・リーダー育成講座」開催

8月2日(金)・3日(土)に岡山市「ピュアリティ まきび」にて、新しい労働者福祉運動の構築にむけたリーダーの育成を目的に開催されました。

「第9期労働者福祉運動の理念・歴史・リーダー育成講座」参加報告

四国労働金庫 五百蔵 大暉

今回の講演にて大変貴重な経験を積むことができました。戦後間もない時期に混乱していた日本で「自己責任・能力成果主義」を主張するのではなく、「連帯・協同・絆」で助け合いの輪を広げてできたのが、労働者自主福祉運動だと感じた。近年では、歴史的なパンデミック、物価高や少子高齢化など社会的な不安を抱えているものも多いため。そんな時代だからこそ、仲間を作り、助け合いの輪をこれから広げていくことが重要である。自身も労働組合の組合員の一人として仲間を広げていく活動に積極的に参加していきたいと思った。他金庫の職員やこくみん共済coopの職員、他の労働組合の組合員の方々と意見を交換する場もあり、良い刺激となった。今回の経験を自身の周りの人々と共有し、労働者自主福祉運動の発展に役立て、次の世代へバトンを繋いでいきたいと思った。

第9期労働者自主福祉運動の理念・歴史リーダー養成講座に参加して

こくみん共済coop〈全労済〉 今津 幸子

今回、労働者自主福祉運動の成り立ち・歴史・これからのことや、労福協の2030年ビジョンについて講義を受け貴重な経験ができました。ありがとうございました。

歴史を知ることによって労働者自主福祉運動について考える事ができました。連帯、協同、絆の意味を知り、運動の必要性、重要性を学びました。

労働者が労金と全労済がつくり、生活に困った人をみんなでたすけるためにつくられたこと。今まで多くの労働者が助けられ救われ、生活に困った人をみんなで支えることができたこと、困った時はお互いさま、困ったひとがいたら助ける、自分がこまったらたすけてもらうという、相互扶助の精神が労働者を支えていることも学ぶことができました。

2日目の分散会では、他の職場の仲間と意見交換ができ、労働組合の執行部の方から困った事例や良い事例などの様々なお話をきくことができました。他団体の方と繋がり、様々な話しをすることで、労働運動の大切さをより実感できました。

社会が変化し人と人との繋がりが薄れつつありますが、今後、ともに運動する労福協の原点である「福祉はひとつ」を思いだし、みんなが幸せな生活が送れるよう、職場や協同団体の方と一緒に労働運動を広め、伝えていきたいです。

つながる・寄りそう・支えあう。「福祉はひとつ、労福協！」

高知医療センター労働組合／連合高知 青年委員会(副委員長) 小林 誠治

今回、貴重な養成講座に参加させて頂きありがとうございました。今まで漠然としか考えたことのなかった「労働者福祉運動」の理念や労福協の歴史を学びました。

特に、戦後復興期に、助け合いの精神で創り上げられた事業団体である、労金・こくみん共済coopの成り立ちは大変意義深いものがあります。先人や諸先輩方の苦勞のもと、主義・主張が異なる労働組合であっても、豊かな生活の実現や「福祉」の名の下で結集し、平時・有事に関わらず多くの労働者の生活を守ってきました。昨今の労働環境は戦後と比べると比較的整備されており、連帯や絆が弱まっているように感じます。一方で、物価高や労働人口減少など社会情勢への不安も大きく、助けを必要としている労働者もいます。今一度、自己責任・競争社会から共助・連帯社会への転換や支えあう社会の実現が求められていることを感じました。

また「労働者福祉運動」は、「真に平和で豊かなくらしを保障する社会を創ること」であり、賃金・労働条件改善や職場環境改善等を並び、労働組合活動の大きな柱であるべきであると再認識しました。しかし、運動が十分に根付いているとは言い難いと思います。中四国各県の参加者とのグループワークでも様々な意見が出ましたが、運動推進するための課題は多くありますが、その中でも地道に取り組む必要があります。労金・こくみん共済coopと共に歩むことはもちろんですが、高知県や中四国の仲間たちとも連携し、わたしたちの世代がこれからの運動をより発展させていかなければならないと感じました。





2024年度確定申告無料相談会のお知らせ

今年度も四国労働金庫・高知県退職者連合・連合高知と協力し、税理士のご指導を得ながら「確定申告無料相談会」を開催いたします。詳細につきましては、下記のとおりになりますが、完全予約制になりますので、ご予約をお願いいたします。

1. 開催日時
- | | | |
|---------|-----------------------|----------|
| 須崎地区 | 2024年1月30日(木) 午前10時から | <定員:21名> |
| | 会場 四国労働金庫須崎支店 2階 | |
| 安芸・南国地区 | 2024年1月31日(金) 午前9時半から | <定員:30名> |
| | 会場 四国労働金庫南国支店 2階 | |
| 高知地区 | 2024年2月3日(月) 午前9時半から | <定員:54名> |
| | 2024年2月4日(火) 午前9時から | <定員:54名> |
| | 会場 高知会館 3階「飛鳥」 | |



2. 申込先 高知県労福協:088-824-3583 又は 088-824-5533
3. 受付期間 2025年1月7日(火)～1月10日(金) 午前9時から午後5時まで

4. その他
- 受付開始直後は、電話が集中し繋がらない場合があります。
 - 受付期間中でも定員になり次第、予告なく受付を終了させていただきます。
 - 譲渡所得・事業所得についての申告はお取り扱いしておりませんので、当日お断るする場合があります。
 - 還付金受取口座及び納付振替口座については、四国労働金庫の口座に限定します。
 - 当日は、完全予約制です。予約時間より早く来られた際は、入場制限を設ける場合がありますので、ご了承ください。



公的年金等による収入額が400万円以下で一定の要件を満たす場合には、確定申告をしないことを選択ができることになっています。このため多くの方が医療費控除や保険料控除など、還付の権利を放棄している場合があります。

また、確定申告をすることにより、翌年の住民税に反映し減税につながる可能性もありますので、申告することをお勧めいたします。



2024年度こうち食支援ネット交流イベント

つなげよう食支援の『わ』

2024年10月31日（木）こうち食支援ネット「つなげよう食支援の『わ』」が高知県立ふくし交流プラザで開催されました。

1部では、子どもの居場所づくりの先進県である佐賀県から二人の講師をお迎えし、佐賀県において食支援活動を行うにあたり、行政・企業等の連携がどのように行われているか。また、行政機関として一から始めることとなった有田町の子どもの居場所づくりのきっかけづくりについて、各々ご講演いただきました。

はじめに、一般社団法人さが・こども未来応援プロジェクト（通称：さがっこ）の事業部長高山哲也氏から「佐賀県におけるソーシャルセクター連携とこども食堂ネットワークの活動の事例」を演題に講演が始まりました。佐賀県では2004年に市民社会組織（CSO）と行政がともに地域社会の課題解決に向け積極的に行動する「県民協働宣言」を表明することから出発しました。多様な県民ニーズへの対応では、行政のみでは限界がある地域課題を解決していくことが求められます。一方で、自己実現や社会課題に向け、自主的・多彩な市民活動が活性化されるなか、社会を構成する多様な主体による県民づくりを進める必要がありました。こうした手法が「県民協働」であり、県と市民社会組織（CSO）が協働して、ともに活力ある市民社会づくりをめざす指針を定めています。そうした流れにより、それぞれの団体・企業・行政、そして地域住民との協力が必要不可欠であったとの話がありました。

次に、佐賀県有田町役場子育て支援課の副課長の古川仁氏からは「0からのきっかけ」と題して、人口18,675人の有田町での子ども食堂の成り立ちや、町をあげて子どもの居場所づくりを率先して取り組まれている現状の話がありました。なかでも、事業を行うにあたり予算を付けることは容易でないが、担当者の熱意があれば出来ないことはないのだと感じさせられました。その行動力が実を結び、子ども食堂を通じて、学習支援やアウトドアクッキングなど、幅広く子どもの育成に必要な活動が取り組まれています。また、子どもだけでなく町民も一緒になって取り組む姿勢が、これこそが地域づくり・街づくりの本来の姿だと思いました。

第2部では、グループトークを行い、講師の話で「ここがすごかった！」など感想を出し合い、また「もう少し聞いてみたいこと」など質問をまとめて、8つのグループが発表しました。たくさんの感想・意見がでるなか、まず感じたことは、二人の熱い情熱が行動力と目標に向けてのスピードを上手く加速させている源であることを参加者全員が確信することができた交流イベントになりました。私たちこうち食支援ネットも、団体・企業・行政がそれぞれの立場の持ち味を発揮し、また連携しつつ、この高知で誰ひとり取り残さない社会を実現できるようがんばりたいと思いました。



「労働セミナー」開催! & 「労働ハンドブック」提供

無料

近年、新卒者の早期離職率が高くなっている傾向が出ているとの報告や、若年層から、長時間労働や残業代未払いなどの労働相談も多く寄せられるなど、ワークルールの重要性や様々な権利等を就労前に教える機会が求められています。

高知県労福協では、働くうえで知っておくべき最低限のワークルール、労働者として知って欲しい労働の基本ルールを身に付けていただける内容として「働く人のためのハンドブック」を作成して、毎年、高等学校や専門学校等に提供するとともに、ハンドブックをテキストとして「労働教育セミナー」も開催しています。

労働教育セミナーは、「社会人としてのマナー」「労働契約」「就業規則」「労働時間」「休日」「賃金」や「各種保険」など、身に付けておきたい知識の修得を目的に実施していますので、学生のみならず会社等の新人研修にも役立ちます。セミナー実施費用および資料提供を無料としていますので、セミナーご希望の団体等お申込みをお待ちしています。また、「働く人のためのハンドブック」のみの提供（無料）も可能ですので、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

お問合せ先

◆一般社団法人高知県労働者福祉協議会

高知市本町4丁目1-32 こうち勤労センタービル5階

TEL 088-824-3583 FAX 088-875-4887

※労働セミナーの内容に関するご希望などについては、事前に打ち合わせをさせていただきます。

働く人のための ハンドブック

無料

学校でのセミナーや
新採研修などにご活用ください!



おにいちゃん、その会社もしかして



働く人のためのハンドブックをご紹介します!

労働者と使用者の違い ～泣きたくなければ法律を学びましょう!～

労働法とは

我が国の「法律」の上には「日本国憲法（以下「憲法」と略します）」という絶対的なルールがあります。「憲法」は国民の生活のために国が行わなければならない義務をリストアップした基準です。この基準の範囲内で法律が生まれます。「法律」とは社会の秩序を保つために憲法の範囲内で国が国民に制限や保護を与えるルールだと考えてください。

憲法の基準から、働くことに関する法律は生まれていますが、中でも労働基準法は労働者保護の観点から最低基準のルールが定められており、違反した会社には厳しい罰則があります。働くことに関する法律は多いのでここではまとめて「労働法」といいます。

Check! 労働者・使用者の権利と義務

使用者の権利

- ①労働者の人事を決めることができる
- ②労働者に必要な指示や命令を出すことができる
- ③労働契約の範囲内で労働者の労働力を自由に利用できる など

使用者の義務

労働者に労働の対価として賃金を支払う

賃金

労働契約書

- ①給料
- ②時間
- ③休日 など

使用者

労働者

労働

労働者の権利

- ①働いた分だけ賃金がもらえる
- ②社会保険に入れる
- ③休日や休暇がもらえる など

労働者の義務

- ①使用者の命令に従う
- ②労働力の提供 など

働く立場の「労働者」とは、正社員だけでなく、派遣社員、契約社員、パートタイム労働者やアルバイトなど、働き方に違いはあっても「労働者」として労働法の保護を受けます。

肩書がなくても…

会社内での役職の名称ではなくその責任と権限に見合っているかで「管理監督者」なのか判断されます。つまり、肩書が偉くても待遇がその責任に見合っていないときは違法な「名ばかり管理職」と判断されます。



くらしの相談

くらしに関する相談（生活・金融・土地・税金・奨学金など）を受け付けしています。相談内容に応じて、各専門家にお繋ぎします。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。（後日要予約：弁護士、税理士、司法書士等にご相談の場合は、**30分間は無料**ですが、内容に応じて費用がかかる場合があります。）



くらしの相談センター（高知県労福協事務所内）

受付日時 月曜～金曜（祝日除く）9時～17時

フリーダイヤル：0120-629-154



奨学金ガイドブック 『奨学金返済Q&A』の無料配布

奨学金の返済に悩んでいる社会人や、これから奨学金を利用することを検討している方を対象に、奨学金ガイドブック

『もう悩まないで。奨学金返済Q&A』を無料配布しています。

ご入用の方は、高知県労福協までご連絡ください。

▶TEL **088-824-3583**

改訂版：2024年10月改訂

スマホから
見るができます



予告

2024年度 高知県労福協研修会のお知らせ



2024年度の研修会テーマは、昨年度に引き続き『防災』です。災害によって被災した時の避難所生活について、実際どのように作られていくのか。また、避難所生活を送るにあたり、私たちが協力し合えることは何か？など、シミュレーション形式で学びたいと考えています。参加費は無料となっていますので、多くの方のご参加をお待ちしています。（お申込みは、高知県労福協まで。088-824-3583）

日付 ● 2025年1月25日（土）

時間 ● 13:30～（13:00受付） 予定

場所 ● 高知会館2階「白鳳」

講師 ● さんすい防災研究所

山崎 水紀夫 氏

「働き方改革推進」

女性が活躍できる 職場づくりをはじめませんか？



女性活躍推進法とは？

女性活躍推進法とは、正式名称を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）といい、2015年4月に成立、2016年4月に施行されました。これは、男女雇用機会均等法を改正する形で制定された法律です。女性活躍推進法は、女性の活躍を推進することを目的として、企業に対し、女性の活躍に関する状況の把握、行動計画の策定とその公表などを義務付けています。

この法律は、労働人口減少への対策、経済活性化、男女共同参画社会の実現などを目指しています。具体的には、企業に対して、女性の採用、登用、働き方の見直しなどを促し、女性がその能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進しています。女性活躍推進法は、企業規模によって取り組み内容が異なり、従業員数が300人以上の企業は、行動計画の策定・提出、情報公表などが義務付けられています。また、従業員数が300人未満の企業は努力義務とされています。